

令和9年度組織改編案と今後の進め方について

上村まちづくり委員会

1. まちづくり委員会の役割

地域ごと特色ある主体的な地域づくりを推進する組織として平成19年度から飯田市20地区で運営している。市は各まちづくり委員会にパワーアップ交付金や補助金を交付している。

まちづくり委員会は各課題に対する専門部会（委員会）を設置して取組体制を整備している。

2. 上村まちづくり委員会の現状

各自治会組織から委員を選出し、2年任期で下記のとおり組織を構成している。（各部会2名程度）

○執行部会10名（自主防災会12名）※下記の部会の正副部会長が執行部員を兼ねる

○環境安全部会 10名（内、上村駐在1名、交通指導員1名）

○健康福祉部会 8名

○公民館部会 18名（内、PTA選出1名）

○特別プロジェクト部会 ※地域有志及び地域全体からの選出により構成

執行部会の定例会議として役員会、定例会を開催する他、必要に応じて専門部会を開催する。

毎年4月に総会を開催し、決算、予算、事業計画等を承認する。

事業計画、予算に基づいて活動を進めていく。

3. まちづくり委員会の運営課題

人口約300人で、各自治会から選出して同組織を維持、活動していくことが厳しくなっている。

まちづくりの活動内容を見直し、必要な事業や取組を継続できる体制を整理する必要がある。

役員数の見直しと合わせて、（地区在住だけにこだわらず）それぞれができることを協力し合い、役員数の過剰な負担にならない配慮をしながら、担い手を確保していくことが重要。

4. まちづくり組織の改編の考え方

専門部会（環境安全部会と健康福祉部会）を廃止し、地域を持続させるための最優先課題を絞り込んでまちづくりを推進する。

活動を推進するために、各自治会に実働人員となる「活動推進員（仮称）」を選任する。

活動推進員の人数、任期、役割は各自治会が状況に応じて判断して配置する。

※推進員活動例：リサイクルステーション当番、交通安全指導、敬老事業スタッフ 他
人材育成や社会教育の機関である公民館部会（分館を含む）は継続する。

特別プロジェクト部会は地域振興部会として、地域全体から適任者を選出して組織する。

令和9年度の役員改選期の組織改編を目指す。令和8年度は改編に向けた最終調整（※）とする。

※市を含めた関係団体からの地区委員依頼等への対応を含む。

5. 組織改編の効果と課題

各自治会から2年任期の選出役員を4名減らし、地区在住にこだわらず自治会活動への協力を求めやすくなる。

執行部会の協議体制（10名程度）を維持し、自治会との連携や活動見直しを推進できる体制としたい。そのために各自治会から自治会長の他1名を執行部員として選出して、執行部会の機能が持続できる体制とすることが必要。自治会選出の委員2名については負担増が想定される。

改編後の執行部会構成案

役職（案）	選出候補	役職（案）	選出候補
会長	自治会長	委員	自治会選出
副会長、会計	自治会長	委員	自治会選出
振興部会長	自治会長	委員	自治会選出
監査	自治会長	監査	自治会選出
公民館部会長	公民館長	公民館副部会長	公民館副部会長
選任委員	地域選出（特別枠）	顧問	前まちづくり会長
オブザーバー	市議会議員	オブザーバー	交通指導員
オブザーバー	上村駐在	オブザーバー	農業委員
オブザーバー	民生児童委員	オブザーバー	学園コーディネーター
自主防災会委員	消防団分団長	自主防災会委員	日赤奉仕団分団長

改編後の地区選出役員の変更案

【現状維持】自治会長、副自治会長、書記、会計、分館長、分館主事、分館委員

ただし、上記役員の中から執行部会へ2名選出

【新設】活動推進員（仮称）・・・まちづくりが実施する事業や活動に対する実働員

選出方法、任期、当番制など詳細は各自治会で決定する。（地区在住は問わない）

活動推進員報酬についてはまちづくり執行部と自治会で令和8年度中に協議。

6. 組織改編の進め方

- (1) 令和8年2～3月 各自治会総会で組織改編の考え方を説明
- (2) 専門部会の令和8年度事業計画は7年度をベースとして計画し、8年度の実施段階で、令和9年度以降の方向性を検討して執行部会で協議をしていく。
- (3) 令和8年4月の総会において、令和9年度改編の方向性について決定する。
- (4) 令和8年5月の地域協議会で組織改編についての課題等を市に提案（予定）。
- (5) 令和8年6月（予定）の市長と語るまちづくり懇談会の懇談テーマとして課題協議
- (6) 令和8年11月 自治会への次期役員の選出依頼
- (7) 令和9年1月末（予定） 次期役員の報告期限
- (8) 令和9年2月 次期正副会長等の役職決定、まちづくり委員会規約改正案の決定
- (9) 令和9年4月 まちづくり総会 規約改正の承認、新役員の承認 等